

# 指導者養成プログラム事業 中央競技団体等開催研修会派遣事業実施要項

## 1 目的

次世代指導者の育成や指導者の資質向上を図るため、中央競技団体等が開催する研修会に、公益財団法人兵庫県スポーツ協会に加盟する国スポ関係競技団体（以下「競技団体」という。）の指導者を派遣する。

## 2 対象競技団体

41 競技団体

## 3 対象人数

原則として各競技団体1名（ただし、予算の都合により先着となる場合がある）

## 4 対象研修会

中央競技団体等が開催する指導者の資質向上や競技規則の周知を目的とした研修会で、公益財団法人兵庫県スポーツ協会が適切であると認めたもの。

## 5 派遣費

上限 30,000 円とする（交通費は別表 1～3 に示す額を上限とする。宿泊費は 1 人 1 泊（朝・夕食付）11,800 円以内とする）。

## 6 募集及び決定

別に定める募集要項により各競技団体からの派遣推薦を受け、公益財団法人兵庫県スポーツ協会理事長（以下「理事長」という）が決定する。

## 7 決定通知

理事長は、派遣者を決定したときは、競技団体へ通知する。

## 8 派遣費の交付

原則として、研修会受講後 1 ヶ月以内（2 月 28 日まで）に競技団体から提出される請求書等により派遣費を交付する。ただし 3 月 1 日以降の派遣については 4 月 4 日を期限とする。

## 9 実績報告書の提出

競技団体は、上記の請求書とともに実績報告書を提出しなければならない。

## 10 その他

- (1) 派遣事業決定後に派遣予定者、研修会等の変更が生じた時は変更申請書を提出し、審査を受けなければならない。
- (2) 派遣事業の決定後に辞退する時は辞退届を提出し、承認を得なければならない。